

半田市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者地域活動支援センター事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、この事業の実施について、その全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると思われる社会福祉法人等のうち、あらかじめ市に登録された半田市地域生活支援事業サービス提供事業者（以下「事業者」という。）に行わせることができる。

(実施内容)

第3条 この事業は、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、障がい者地域活動支援センター（以下「センター」という。）において、フリースペース型のサービス（日中の居場所として、自由に過ごすことができる空間を提供するサービス）を行うことにより実施する。

(利用の方法)

第4条 利用者は、前条に定めるサービスを利用しようとするときは、地域生活支援事業決定通知書の提示を必要としない。

(利用者負担)

第5条 第3条に規定するサービスの利用者負担は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 事業者は、受け入れることが可能な障がい種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を整備しておかななければならない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。